

認知症高齢者等の事前登録制度

認知症などにより、道に迷って帰れない人の名前・住所・連絡先・写真などを事前に登録することで、実際に行方不明になった時に、登録した情報を迅速に関係機関に提供して早期発見に役立てるものです。

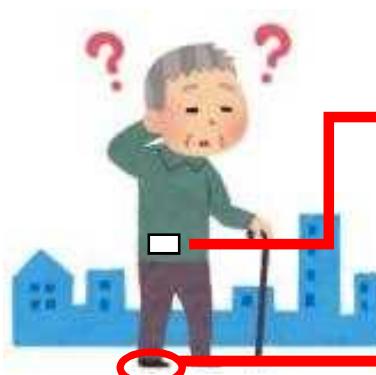
登録方法

亀岡市役所高齢福祉課に申請用紙を提出します。

対象者	亀岡市内に居住し、認知症等により行方不明になるおそれのある方
申請者	対象者の親族や成年後見人など(関係機関に情報提供することに同意のできる人)
持参品	・対象者の写真(3ヶ月以内、全身、8cm×6cm程度) ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)
その他	申請用紙は高齢福祉課またはホームページなどで入手できます。

亀岡市見守りシールをご存じですか？

「亀岡市見守りシール」は、認知症事前登録制度を利用されている方に配付しているシールです。



※見守りシールは、衣服（腕や襟足等）や靴（かかと等）、かばん、杖等に貼り付け可能なシールです。

見守りシールを付けた方が困っていたら



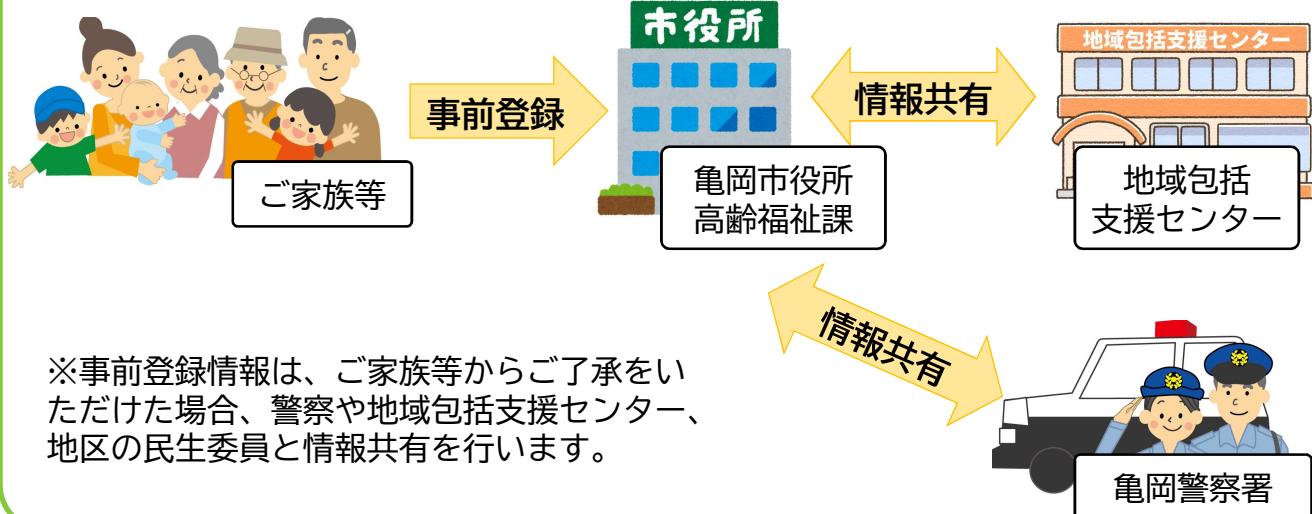
- ①まずは優しく声をかける
- ②二次元コードをスマートフォン等で読み取り、表示された連絡先に連絡する
- ③シールに記載されている登録番号や現在地等を伝える



取り組みへの
ご理解と
ご協力を
お願いします



事前登録をすると…



行方不明が発生したら…



お問い合わせ・申込先

亀岡市 高齢福祉課 地域包括ケア推進係

TEL : 0771-25-5127 FAX : 0771-24-3070

Mail : kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp

